

- 備考
- 1 廃止電気工作物の概要の欄には、発電所、変電所、送電線路又は需要設備の別に区分して記載すること。
 - 2 PCB使用電気機器がある場合、PCB使用電気機器の今後の取扱いについての欄に、機器の種類（変圧器・コンデンサ・その他）と今後の取扱いについて記載すること。
 - 3 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

（参考）

この報告は、

- ・ 発電所を廃止した場合
- ・ 変電所を廃止した場合
- ・ その他の自家用電気工作物を設置する事業場を廃止した場合
- ・ 送電線路を廃止した場合

について、行うものです。

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。

（四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。）

変更後、遅滞なく、報告していただくようお願いします。

なお、PCB使用電気機器がある場合、別途、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書等の提出が必要な場合があります。